

「愛顔つなぐ えひめ国体」セーリング競技愛知県予選会

4月23日
指示14-1変更

種目 少年男子・少年女子420級.
日程 2017年5月3日(水・祝) - 5月4日(木・祝)
開催地 愛知県蒲郡市海陽町1丁目7番地 豊田自動織機 海陽ヨットハーバー

帆 走 指 示 書

1. 規則

1-1 本予選会は、「セーリング競技規則2017-2020」(以下、規則という)に定義された規則を適用する。

2. 競技者への通告

2-1 競技者への通告は、管理室南西側の公式掲示板に掲示する。

3. 帆走指示書の変更

3-1 帆走指示書(以下、指示という)の変更は、それが発効する当日の08:30までに掲示する。
5月4日のレース日程の変更は、5月3日の18:00までに掲示する。

4. 陸上で発する信号

4-1 陸上で発する信号は、管理室南西側の信号柱に掲揚する。

4-2 陸上で「回答旗」が掲揚された場合、規則 レース信号『回答旗』の中の「1分」を「30分以降に置換える。

5. 日程

5-1 レース日程

5月3日(水) 08:30 - 09:00 登録・受付
09:00 プリーフィング
10:30 少年男子・少年女子420級第1レース予告信号予定時刻
引き続き、少年男子・少年女子420級第2レース

5月4日(木) 08:30 プリーフィング
09:45 少年男子・少年女子420級5月4日最初のレースの予告信号予定時刻

5-2 引き続きレースを実施する場合、艇に注意を喚起する為に、予告信号の少なくとも5分以前に、スタート信号艇に音響信号1声とともにオレンジ色の「スタート・ライン旗」を掲揚する。

5-3 5月4日は、15:00を越えて予告信号が発せられることはない。

6. レース数とシリーズの成立

6-1 本予選会は6レースを計画し、1日のレース数はレース委員会の裁量によるものとする。

6-2 本予選会が成立するには、3レースを完了させることが必要である。

7. クラス旗

7-1 白地に青色の「420」の形象

8. レース・エリア

8-1 レース・エリアは、海陽ヨットハーバー沖とする。

9. コース

9-1 添付図に帆走すべきコース、レグ間の概ねの角度、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。

9-2 予告信号以前に、レース委員会信号艇に、最初のレグの概ねのコンパス方位を掲示する。

10. マーク

10-1 マーク1、マーク4p、マーク4sは黒色で各々数字が記されているオレンジ色の円筒形パイとする。

10-2 指示12に規定する新しいマークは、蛍光黄色の円筒形パイとする。

10-3 スタート・マークは、スターボードの端にあるレース委員会艇と、ポートの端にあるレース委員会艇とする。

10-4 フィニッシュ・マークは、スターボードの端にあるレース委員会艇と、ポートの端にあるレース委員会艇とする。

11. スタート

11-1 レースは、規則26を用いて、予告信号を5分前としてスタートさせる。

11-2 スタート・ラインは、スターボード側スタート・マーク上のオレンジ色のスタート・ライン旗を掲揚したポール又はマストと、ポート側スタート・マーク上のポールの間とする。

11-3 スタート信号後4分より後にスタートしようとする艇は、審問なしにDNSと記録される。
これは規則 A4を変更している。

12. コースの次のレグの変更

- 12-1 コースの次のレグを変更するために、レース委員会は新しいマークを設置し、実行できればすぐに元のマークを回収する。

13. コースの短縮又はレースの中止

- 13-1 レース委員会は規則32.1以外に、レースの公正に影響を及ぼしそうな大きな風向の変化や、風速が一定時間4Knot以下に低下した場合、コースの短縮又はレースを中止する場合がある。
この項に基づきレース委員会がレースを継続又は中止したことについて、艇による抗議と救済の要求の根拠とはならない。これは規則62.1(a)を変更している。

14. フィニッシュ

- 14-1 フィニッシュ・ラインは、ポート側フィニッシュ・マークの「オレンジ旗」を掲揚したポールとスターポート側フィニッシュ・マーク上のポールの間とする。
- 14-2 規則30.4が適用されたスタートでは規則30.4に抵触せず、又、それ以外のスタートではコースを帆走した最初の艇のフィニッシュ後10分以内にフィニッシュしない艇は、審問なしにDNFと記録される。
これは規則35及びA4.1を変更している。

15. 抗議と救済の要求

- 15-1 抗議、救済の要求、審問の再開の要求は、レース・オフィスで入手できる抗議書を用いて、適切な時間内にレース・オフィスに提出されなければならない。
- 15-2 抗議締切時刻は、その日の最後のレース終了60分後、又はレース委員会がこれ以上レースを行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から60分後とする。
- 15-3 レース委員会またはプロテスト委員会による抗議の通告を規則61.1(b)に基づき伝えるために、指示15-2の抗議締切時間までに公式掲示板に掲示される。
- 15-4 当事者であるか、または証人として名前があげられている審問に関わっている競技者に通告するために、抗議締切時間後20分以内に通告を掲示する。
- 15-5 指示16、17違反、及びクラスルール[DP]に関する違反は、艇による抗議の根拠とはならない。
これは規則60.1(a)を変更している。

16. 安全 [DP]

- 16-1 出艇する競技者はその都度、レース・オフィス前にある出艇申告書に署名しなければならない。
- 16-2 帰着した競技者はその都度、レース・オフィス前にある帰着申告書に署名しなければならない。
その日のレース後の帰着申告締切時刻は、抗議締切時間である。
- 16-3 レースからリタイヤする艇は、出来るだけ早くレース委員会に伝えなければならない。
- 16-4 レース委員会は、競技者や艇が危険な状態であると判断した場合、救助及び必要な処置を行う場合がある。
これにより救助及び処置をされたことは、艇による救済の要求の根拠とはならない。
これは規則62.1(a)を変更している。

17. 装備と計測のチェック

- 17-1 艇又は装備は、規則に従っていることを確認するため、いつでも検査されることがある。

18. 得点と順位

- 18-1 少年男子・少年女子420級全体で得点を付与し、個別種目単位での得点再計算は行わない。
- 18-2 艇のシリーズの得点は5レース未満しか完了しなかった場合、レース得点の合計とする。
5レース以上完了した場合、最も悪い得点を除外したレース得点の合計とする。

19. 賞

- 19-1 個別に賞を与えないが、各種目の最上位者を2017年愛知県国体選手候補として、愛知県ヨット連盟理事会に推薦する。

20. 責任の否認

- 20-1 この予選会の競技者は自分自身の責任で参加する。(規則4「レースをすることの決定」参照)
シリーズの主催団体は、シリーズの前後、期間中に生じた物理的な損害又は身体障害もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。

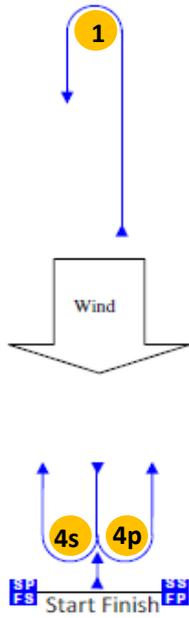
21. その他

- 21-1 予選会期間中の競技者の肖像権は主催団体に属する。
予選会期間中の映像、写真及びシリーズの成績は、主催団体のHPにアップされる場合がある。

< 添付図 >

コース図

L



海面図



コース スタート → 1M → 4p/4s → 1M → フィニッシュ